

諮問日：令和元年8月6日（令和元年度（最情）諮問第28号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第75号）

件名：司法修習生考試担当者に対する職務内容の説明資料の不開示判断（不  
存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「初めて司法修習生考試担当者になった人に対し、職務内容を説明するために交付している資料（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年7月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「初めて司法修習生考試事務を担当する職員に対し、職務内容を説明するために交付している資料（最新版）」と整理した。

初めて司法修習生考試事務を担当する職員は、前任の職員や他の担当職員から口頭で説明を受けるなどしながら考試事務の職務内容を把握しており、改めて職務内容を説明するための資料を作成する必要はないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 同年12月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習生考試に関する事務を初めて担当する職員は、前任の職員や他の担当職員から口頭で説明を受けるなどしながら同事務の職務内容を把握していることから、改めて職務内容を説明するための資料を作成する必要はないとのことである。対象事務の性質に照らせば、上記説明のような方法で職員が自らの担当職務の内容を把握することは十分あり得ることであるから、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人